

毒物劇物取扱者試験案内

長崎県福祉保健部薬務行政室

令和8年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

1. 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時

令和8年8月4日(火) 午前10時から正午まで

- * 試験当日の気象状況により試験開始を遅らせることがある。
- * 試験が遅延開始した場合でも午前11時以降の入室は認めない。
- * 試験開始後、30分以上遅刻した場合には受験を認めない。

(2) 試験の場所

長崎県庁(長崎市尾上町3-1) (別紙の案内図を参照のこと)

- * 大型台風等の影響により試験を実施することができない場合は、令和8年8月18日(火)に延期する。なお、延期した場合の試験場所は、長崎県歯科医師会館(長崎市茂里町3-19)とし、試験時間は、午前10時から正午までとする。

2. 試験の種類

試験の種別により、扱える毒物及び劇物が異なる。

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験 (毒物又は劇物の全品目)
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験 (農業用の毒物又は劇物のみ)
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験 (特定品目の毒物又は劇物のみ)

- * 筆記試験及び実地試験を行う。なお、実地試験は実物鑑定ではなく、記述式により行う。

3. 受験資格

特に制限はない。ただし、次の者は試験に合格しても毒物劇物取扱責任者となることができない。

ア 18歳未満の者

イ 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

- * 精神の機能の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うことができない者

ウ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

エ 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

4. 受験手続

(1) 提出書類(アからウまでは所定の様式による。)

ア 受験願書

イ 履歴書

ウ 写真

- * 受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽、縦型の電子データ。

エ 戸籍抄本又は個人番号を記載していない住民票抄本(住民票抄本の場合は本籍を記載しているものに限る。)

(2) 受験手数料

10,500円

「長崎県電子申請システム」により、オンラインで納付を行うこと。

※原則、申請後の手数料は返還しない。

(3) 願書配布期間

長崎県福祉保健部薬務行政室 又は 県立保健所にて5月中旬から6月下旬まで

* 長崎県庁ホームページからダウンロード可。

(4) 願書提出期間

「長崎県電子申請システム」により、令和8年6月8日(月)から令和8年6月19日(金)の午後5時45分までに申込をしたものまで受け付ける。

(5) 願書提出先

「長崎県電子申請システム」より、受験願書と必要となる書類を提出すること。「長崎県電子申請システム」による提出が難しい場合は、下記8を参照すること。

5. 受験票

受験票は受験者に郵送する。試験日の1週間前になっても受験票が届かない場合は、長崎県福祉保健部薬務行政室へ問い合わせること。

6. 合格発表

(1) 令和8年9月4日(金)午前10時に長崎県庁玄関に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者あて合格証を送付する。また、長崎県庁ホームページにも合格者の受験番号を掲載する。

* 試験を令和8年8月18日(火)に延期した場合は、令和8年9月18日(金)に発表する。

7. その他

(1) 受験願書の「本籍」の欄は、都道府県名(外国籍を有する者は国名)のみ記入すること。

(2) 受験票等が確実に届くように住所には、「〇〇方」、「〇〇アパート」等、詳しく記入すること。

(3) 受験願書の「受験の種別」の欄は受験する種別の一つを選択すること。

(4) 受験願書等を郵便で請求する場合は、宛先明記の返信用封筒(角2型、A4サイズが入る大きさ)に、請求部数に応じた料金の切手を貼ったものを同封の上、請求すること。外封筒の表書きには「毒物劇物取扱者試験願書〇部請求」と朱書きし、裏には差出人住所、氏名及び連絡先電話番号を記載すること。

* 請求先 長崎県福祉保健部薬務行政室 又は 県立保健所(下記の間合せ先参照)

* (参考) 請求部数が1部の場合は140円 2部の場合は180円

(5) 身体の障害や疾病等により、試験の実施にあたり配慮を必要とする場合は、具体的な内容を備考欄に記入のうえ、確認できる書類(診断書、障害者手帳の写し等)を添付してください。なお、配慮が不要な場合は、記入及び書類の提出は不要です。

※「身体上の都合」とは、身体の障害や怪我により車椅子や松葉杖を使用している場合、妊娠している場合、難聴の場合等を指します。

(6) 試験についての間合せ先

名称	郵便番号	所在地	電話番号
薬務行政室	850-8570	長崎市尾上町3-1	095-895-2469
西彼保健所	852-8061	長崎市滑石1-9-5	095-856-0693
県央保健所	854-0081	諫早市栄田町26-49	0957-26-3305

県南保健所	855-0043	島原市新田町347-9	0957-62-3288
県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免1126-1	0950-57-3933
五島保健所	853-0007	五島市福江町7-2	0959-72-3125
上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷2254-17	0959-42-1121
壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-5	0920-47-0260
対馬保健所	817-0011	対馬市巖原町宮谷224	0920-52-0166

8. 長崎県電子申請システムによる申請が難しい場合は、用紙による申請を行うこと。

- (1) 写真は、受験申込前6か月以内に撮影した正面上半身無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名を記入したもの（糊付けはしないこと）を提出すること。
- (2) 受験願書の受付期間は、令和8年6月8日（月）から令和8年6月19日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。
- (3) 願書の提出先は、長崎市、佐世保市及び県外に居住する受験者は長崎県福祉保健部薬務行政室、その他に居住する受験者は最寄りの県立保健所とする。なお、やむを得ず郵送する場合は、「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書きの上、長崎県福祉保健部薬務行政室（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）へ書留郵便で行うこと。
- (4) 受験願書等は、住所地を管轄する保健所及び長崎県福祉保健部薬務行政室で配布するほか、県のホームページからダウンロードすることも可能である。